

お知らせ INFORMATION

問い合わせ

- 本 庁**
菊池市役所 ☎(25)1111
- 総合支所**
七城総合支所 ☎(25)1000
旭志総合支所 ☎(37)3111
泗水総合支所 ☎(38)2111

歯が抜け落ちる歯周疾患

歯周疾患検診(歯と歯ぐきの検診)を受けましょう

歯周疾患とは歯垢(バイキンのかたまり)が歯と歯ぐきのすき間に入り込み、歯を支えている骨を溶かし、大切な歯を失う病気です。

また、痛みもほとんどなく、5年・10年かけてジワジワと進む生活習慣病です。

昨年、菊池市の歯周疾患検診を受けた161人中、86%の人が「要治療」と診断され、「異常なし」の人は、わずか5%という結果でした。



のうち、68%の人に「治療が必要な歯周疾患」が見つかっていきます。まさしく、自覚症状がないうちに病気が進んでいく恐れがあります。早めに歯科医院での指導や治療を受けると、歯周疾患で歯を失うことを防ぐことができます。

失うことを防ぐことができ、いつまでも自分の歯でおいしく食べることが出来ます。まずは検診を受け、自分の口の状態を知ることが歯周疾患予防の第一歩です。菊池市では、平成18年度歯周疾患検診を次のとおり実施します。

対 象
平成19年4月1日現在で、40・50・60・70歳の人
※対象者には通知をします。

と き
10月2日(月)
～11月30日(木)

と ころ
菊池市内指定の歯科医院

料 金 無料
●検診では、次のことが分かります。

- 歯と歯ぐきのすき間の深さ
- 歯ぐきの腫れや出血の有無
- 歯石がついているか
- 歯を支えている骨の状況
- むし歯の有無 など

検診は数分で終わり、痛みもありません。その後、口の状態にあった歯みがき指導などがあります。

歯周疾患予防のためにも、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

問い合わせ先
健康推進課健康推進係

9月の予防接種

問い合わせ先 健康推進課健康推進係

- BCG
- と き** 9月28日(木)
午後1時30分～午後2時
- と ころ** 菊池市文化会館
- 対 象 者** 生後3カ月以上6カ月未満の乳児

中毒110番の番号が変わりました

(財)日本中毒情報センターでは、科学物質(家庭用品、医薬品、農薬などを含む)および動植物の毒によって起こる急性の中毒について、応急処置などの緊急情報を提供しています。これらの情報提供は現在ダイヤル02にて通話料とは別に有料(税込315円)で行われていましたが、9月9日(土)から、無料になりました。

問い合わせの電話番号が変更になりますので、母子健康手帳をお持ちの人などは訂正をお願いします。

大阪中毒110番
☎072(727)2499

献血のご協力をお願いします

- と き** 9月20日(水) 午前9時30分～午前11時/正午～午後4時
- と ころ** 菊池市役所本庁舎正面玄関
- 内 容** 200ml・400ml献血
- と き** 10月10日(火) 午前9時30分～午前11時30分/午後0時30分～午後4時
- と ころ** 泗水総合支所正面玄関
- 内 容** 200ml・400ml献血

現在、400ml献血の需要が大変大きくなっており、基準を満たしている人には、400mlの献血をお願いしています。また、服薬についても基準が若干変更になっており、薬を飲んでいる人でも、献血をお願いできる場合があります。皆さんのあたたかいご協力をお願いします。平成16年10月から献血の安全性向上のため、運転免許証やパスポートなどの身分証明証による本人確認をお願いしています。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。また、献血カードを持っている場合は、一緒に持参してください。

問い合わせ先 健康推進課健康推進係

介護保険福祉用具貸与サービスが 変わりました

問い合わせ先 生きがい推進課介護保険係

介護報酬改定により、今年の4月から福祉用具貸与サービスの制度が大きく変更されました。

■どのような趣旨から制度が変更されたのか

介護保険制度は、保険料や税金によりみんなで作られている制度です。したがって、将来にわたり制度の持続可能性を高めるためには、よりサービスの必要性の高い中重度者に対する支援を強化・重点化することが必要となっています。

また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された人が利用できるサービスです。

今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

■変更の内容

制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)です。

これらの福祉用具について、軽度者(要支援者・要介護1)は、身体状況に照らして一定の条件に当てはまる場合を除き、介護保険での保険給付が行われません。

■一定の条件とは

引き続き、保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。

原則として、要介護認定データを利用して身体状況などを客観的に判断した結果、一定の条件に当てはまる人は、引き続き介護保険での保険給付を受けることが可能です。

その他、在宅生活を送る上で、主治医の意見やいろいろな評価を得て日常生活に支障があり、特に必要と認められることが必要です。

すでにサービスを利用している人への経過措置期間も、9月末に終了しますので、ご注意ください。※平成18年4月以前から、すでに福祉用具貸与サービスを利用していた軽度者も、一定の条件に当てはまらなければ、今年9月末をもって、介護保険での保険給付が行われなくなります(経過措置期間の終了)。

その場合、利用者の選択により、10月以降は、自費で費用を支払うことなどにより、サービス利用を継続することも可能です。

詳しくは、ケアマネジメント担当者などにご相談ください。

菊池市身体障害者等福祉年金支給制度

支給対象者
10月1日現在で、次の①～③のすべてに該当する人。

- ①障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている人
- ②1年以上菊池市の住民票に記載されている人
- ③障害(基礎・共済・厚生)年金を受給していない人

支給額 5,000円(年額)

支給日 12月19日(火)・12月20日(水)

申請時に持ってくるもの
印鑑、障害者手帳、通帳

申請受付期間
10月2日(月)～10月31日(火)

※ただし、土日・祝日は除く。

申請受付時間
午前9時～午後5時

問い合わせ・申請先
福祉課障害福祉係、各総合支所民生課

菊池地域精神保健福祉交流会

菊池地域精神保健希望の会(家族会)では、「住み慣れた場所で暮らしたい」と願う人々が安心して生活できる地域づくりを目指して活動しています。

今回、地域の皆さんの心が触れ合う温かいイベントを次のとおり計画しましたので、ぜひご参加ください。

と き 10月5日(木)
午前10時～午後1時

と ころ 共同作業所「菊池きぼろの家」(菊池市隈府234)

内 容 ▼交流会(コース、手品、歌など) ▼バザー

問い合わせ先 菊池地域精神保健希望の会々々長 山口啓子
☎(25)1510